

令和 8 年度第 8 回（令和 8 年 7 月 2 8 日）庁議提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線 5 0 2 8〕

教育委員会生涯学習課〔内線 5 0 5 5〕

市民生活部スポーツ振興課〔内線 3 3 2 2〕

1 件名

石巻市立中学校部活動の地域展開の推進について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

中学校部活動は、これまで学校教育の一環として我が国のスポーツ・文化芸術振興を支えてきたが、急速な少子化の進展により、学校単位では部員不足のためチーム編成が困難になるなど、活動の維持が限界を迎えつつある。また、教職員の働き方改革が喫緊の課題となる中、専門性の有無に関わらず全ての教師が部活動顧問を担う従前の指導体制を継続することは困難な状況にある。こうした中、国は令和 7 年 1 2 月に新たなガイドラインを策定し、令和 8 年度から 1 3 年度までを「改革実行期間」と定め、休日の部活動を地域単位の活動へ展開する方針を明確に示した。また、宮城県及び宮城県教育委員会では令和 8 年 4 月に「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第 3 版」を策定し、令和 1 0 年度中にすべての市町村で、休日の部活動を学校から地域へ展開する方針を示した。

【目的】

本市において、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を確保するとともに、学校、家庭、地域及び関係団体が連携しながら持続可能な活動環境を構築するための基本的な方向性を示す「石巻市立中学校部活動地域展開に関するガイドライン」を策定し、教育委員会と市長部局が連携して部活動の地域展開を推進するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☑有 ☐無】**

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7 年 1 2 月文部科学省）

学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第 3 版（令和 8 年 4 月宮城県・宮城県教育委員会）
スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）

【総合計画の位置付け：☑有 ☐無】

第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち

第 4 節 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

【個別計画の位置付け：☑有 ☐無】

第 2 期石巻市教育振興基本計画

施策目標 2 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

基本施策 3 健やかな体の育成

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**【国・県の方針策定経過】**

令和 7 年 5 月 国が「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめを公表し、名称を「地域展開」へ変更するとともに改革実行期間を設定

令和 7 年 1 2 月 国が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定

令和 8 年 4 月 宮城県が国の新ガイドラインを反映した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第 3 版」を策定

【本市の検討経過】

- 令和 5 年 4 月 石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会設置要綱施行（計 6 回）
部活動指導員（会計年度任用職員）を任用開始（令和 8 年 7 月現在 14 人）
令和 6 年 10 月 試行的な運用として、地区ごとの週末合同練習会を実施（野球、陸上）
令和 8 年 3 月 石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会において、部活動の地域展開に向けた基本方針について意見聴取、情報共有を実施

5 主な内容

【主な取組事項】

制度運用（教職員の兼職兼業制度、認定地域クラブ制度、学校施設利用方法の整理）
情報発信等（保護者への理解促進、地域クラブ活動の総合窓口、ホームページ等による情報発信）
指導者確保（人材バンク等を活用した指導者の確保、安全管理研修の実施）

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

少子化の中でも、学校の枠を越えた地域資源の活用により、生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動を継続できる環境が確保されるとともに、教育委員会と市長部局が連携した持続可能な推進体制が構築される。

【市財政への負担】

令和 8 年度当初予算額 部活動指導員報酬 4,704 千円、部活動地域連携・地域移行懇談会
委員報償費 114 千円、委員費用弁償 15 千円

今後、国・県の補助制度を活用の上、具体的な制度設計に合わせて算定
(財源)

地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業 1/3） 2,240 千円
文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開推進事業 1/3） 896 千円

7 他の自治体の政策との比較検討

- 富谷市 令和 7 年 4 月に「地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ認定制度」及びクラブ設立支援補助金を創設
令和 10 年度中の休日の部活動地域展開に向けた取組を実施
大崎市 令和 6 年 4 月に大崎市休日部活動地域移行推進計画を策定し、令和 8 年度中の休日の部活動地域展開に向けた取組を実施
東松島市 令和 10 年度中の休日の部活動地域展開に向けた取組を実施

8 今後の予定及び施行予定年月日

- 令和 8 年 7 月 石巻市立中学校部活動地域展開に関するガイドラインを策定
令和 8 年 8 月 石巻市教育委員会第 8 回定例会へ報告
市ホームページにて石巻市立中学校部活動地域展開に関するガイドラインを周知

9 その他

平日の部活動については、県において休日の地域展開の定着状況等を踏まえ、準備が整った市町村から段階的に実施する方針としていることから、本市においても、令和 10 年度までの休日の部活動の地域展開に係る取組状況や課題等を踏まえながら、平日の部活動の在り方について検討を進めるものとする。

石巻市立中学校部活動地域展開に関するガイドライン概要と今後の取組方針

1 ガイドライン掲載事項

第Ⅰ章 学校部活動改革の基本的な考え方（改革の背景、改革の理念）

<背景>

少子化への対応：生徒数の減少により、学校単位での部活動維持が困難な状況にある。

教職員の働き方改革の推進：教職員の負担を軽減し、学校に依存しない持続可能な指導体制を構築する。

<目的>

居住地域や家庭環境に関わらず、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を確保する。

<改革実行期間と目標>

国及び県の方針をふまえ、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付ける。

⇒令和10年度中を目途に、休日の学校部活動を地域クラブ活動等へ展開し、学校活動としては実施しない体制を目指す。

第Ⅱ章 地域クラブ活動の在り方（地域クラブ活動の基本理念、活動に関する基本基準、指導者の在り方等）

地域クラブ活動の基本的な考え方や運営基準を示し、安全で質の高い活動環境を確保する。

【主な内容】

地域クラブ活動の基本理念、活動時間・休養日等の基本基準、指導者に求める資質、安全管理・事故防止、認定地域クラブ活動制度

第Ⅲ章 地域展開の推進（本市の取組、推進体制の整備、指導者の確保及び育成等）

休日の地域展開を円滑に進めるため、市・学校・地域・関係団体が連携して推進するための取組を示す。

【主な取組】

3つの活動形態による推進、指導者の確保・育成（県人材バンク等の活用）、学校施設・社会教育施設等の活用、生徒・保護者への情報提供、学校との情報共有・連携体制の構築

第Ⅳ章 学校部活動の在り方（学校部活動の基本的な考え方、適切な運営体制の整備、適切な指導及び安全・安心の確保等）

休日の地域展開を進める一方で、平日は当面学校部活動を基本として適切な運営を継続する。

第Ⅴ章 関連制度及び今後の検討事項（教職員の兼職兼業、今後の検討事項、ガイドラインの見直し）

- ・希望する教職員も地域クラブでの指導が可能となるよう兼職兼業制度を運用する。
- ・平日については学校部活動を基本として継続し、休日の進捗状況を見極めながら今後検討していく。
- ・国、県の制度改正や地域クラブ活動の進捗、本市の実情を踏まえながら、必要に応じてガイドラインの見直しを行い、本市に適した地域展開を推進する。

2 今後の取組方針

- ・市が一定の基準（運営体制、安全管理等）を満たす団体を認定する認定地域クラブ活動制度を整備し、質の確保と信頼性の向上を図るとともに、宮城県の「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンク」を活用し、指導者の確保に努める。
 - ・学校施設や社会教育施設等の活用を進め、認定クラブへの優先利用や減免についても検討を進める。
 - ・ホームページ等で地域展開に関する活動情報を一元化し市民への理解促進を図る。
 - ・家庭の経済的負担への配慮や認定地域クラブへの経済的支援についても検討を進める
 - ・国・県の制度改正や本市の地域展開の進捗状況を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。
- ⇒教育委員会と市長部局が連携し、それぞれの役割を担いながら一体的に地域展開を推進する。